

落札者各位

十和田市役所 総務部 管財課長

落札後の迅速な対応について

平素より当市の発注業務にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近頃、当市が実施する競争入札において、落札決定後 7 日以内に契約書を取り交わす見込みが立たず、契約締結の延期申請が行われる事例が少数ながら確認されております。このような遅延は発注業務に遅れが生じ、市民への行政サービス提供に支障をきたす恐れがあります。加えて、契約規則により、期限内に契約書を取り交わさない場合は落札者としての地位を失う旨が定められております。

つきましては、落札者の皆様におかれましては、契約規則および入札心得書を十分に確認いただき、落札決定後速やかに契約書を取り交わし、円滑な業務進行へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

➤ 十和田市契約規則

(契約の締結)

第 24 条 契約担当者は、契約の相手方(以下「契約者」という。)を決定したときは、落札の場合は決定の日から 7 日以内に、随意契約の場合は決定したときに、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、落札者からの申出により契約締結の延期の承認を与えたときは、この限りでない。

➤ 入札心得書

(契約書の取り交わし)

第 9 条 落札者は、落札決定の日から 7 日(契約の締結について議会の議決を要するものについては、議会の同意があった旨の通知を受けた日から 7 日)以内に契約書を取り交わさなければならない。ただし、契約締結の延期の承認を受けたときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期限(締結延期の承認を受けたときは、その期限)までに契約書を取り交わさないときは、落札者としての地位を失うものとする。

十和田市役所

総務部 管財課 契約係

0176-51-6714